

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

徳島厚生年金 事案763

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月1日から51年5月1日まで

A事業所に勤務していた期間のうち、昭和50年10月1日から51年5月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録において確認できる標準報酬月額が、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額より低く記録されているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額記録については、申立人が所持する昭和50年10月から51年3月までの期間に係る給料明細書から確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額から、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円に訂正することが妥当である。

また、申立人は昭和51年4月分の給料明細書を所持していないものの、申立人から提出された同年4月分の給料袋に記載された差引支給額は、同年3月分の給料袋に記載された差引支給額と同額であることから判断する

と、同年4月分の厚生年金保険料額は同年3月分と同額であったと認められることから、同年4月の標準報酬月額を13万4,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に廃業している上、申立期間当時の事業主の連絡先は不明であり供述を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給料明細書等で確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

徳島国民年金 事案703

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から53年3月まで
申立期間当時、私は夫に勧められて国民年金に加入し、集金人を通じて国民年金保険料を納付していた。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A市区町村が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和50年12月26日付けで国民年金の任意加入被保険者資格を取得した旨の記載が見られ、申立期間のうち45年12月から50年11月までの期間について、申立人が被保険者資格を取得していた状況などもうかがえないことから、当該期間は国民年金未加入期間であり、保険料を集金人に納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金の加入手続を行った時期に係る記憶は明確でない上、申立人が自身の国民年金加入手続を行ったとする申立人の元夫から事情を聴取しても、申立人の国民年金加入手続についての供述は得られない。

2 申立期間のうち昭和50年12月から53年3月までの期間について、A市区町村が保管する申立人の国民年金被保険者名簿、検認票及び国民年金保険料検認簿のいずれにおいても、当該期間に係る保険料が納付されたことをうかがわせる記載は見られない。

3 申立期間は7年4か月に及んでおり、これだけの長期間にわたって行政機関における事務処理上の不備が連続して起こるとは考え難い上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案704

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から同年8月まで

A市区町村役場で私の住民票の異動手続を行った時、市区町村の職員から申立期間の国民年金保険料が未納であることを聞いた。その後、昭和50年4月頃、A市区町村役場で私が国民年金の加入手続を行い、すぐに申立期間の国民年金保険料(3か月分)をA市区町村役場において納付したと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年11月にA市区町村において払い出されたものと推認でき、当該時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人が所持する年金手帳並びにA市区町村及びB市区町村（現在は、C市区町村）作成の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和51年3月1日に国民年金の被保険者資格を取得した旨の記載が見られ、申立期間に申立人が被保険者資格を取得していた状況などもうかがえないことから、申立期間は国民年金未加入期間であり、保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案764

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月3日から43年9月1日まで
② 昭和49年8月14日から同年11月1日まで
③ 平成4年1月1日から15年1月1日まで

私は、申立期間①について、A事業所に勤務し、申立期間③について、B事業所（現在は、C事業所）に勤務していたにもかかわらず、両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、昭和49年3月2日から同年10月31日までの期間について、D事業所に勤務していたにもかかわらず、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、全ての申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業所原簿によれば、A事業所は、昭和46年5月1日に新規に厚生年金保険の適用事業所になっている上、申立期間①当時の同僚は、「昭和46年5月1日より前の期間は、健康保険、厚生年金保険に加入していなかったため、厚生年金保険料が控除されていたとは思わない。」と供述しているなど、申立期間①において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A事業所は既に解散しており、賃金台帳等の関連資料は得られない上、申立期間①当時の事業主は既に死亡しており、同事業所の厚生年金保険の取扱いについて供述は得られない。

2 申立期間②について、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間②当時に資格取得している同僚（二人）に文書照会しても、申立人が同事業所に勤務していたとする供述は得られない。

また、D事業所に係る申立人の雇用保険被保険者記録によれば、資格取得日は昭和49年3月2日、離職日は同年8月13日とされており、当該資格取得日及び離職日は、前述の被保険者原票及びオンライン記録における申立人の資格取得日及び資格喪失日と符合している。

さらに、D事業所は既に破産宣告を受けており、貸金台帳等の関連資料は得られず、申立期間②当時の事業主は既に死亡しており、供述が得られないなど、申立期間②における申立人の勤務実態は確認できない。

3 申立期間③について、複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間③より前の期間にB事業所に勤務していたことはうかがえるものの、C事業所は、「平成4年には、B事業所からC事業所に事業所名を変更していた。事業所名変更後は誰も雇用しておらず、申立人が勤務した事実は確認できない。また、申立期間以前の関連資料は保管されておらず、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人のB事業所における勤務実態、及び厚生年金保険料控除等について確認できる関連資料等は得られない。

また、E市区町村への照会結果によれば、平成5年1月11日から14年5月7日までの期間について国民健康保険に加入していることが確認できる。

4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。